

關 稅・稅 關 論

波多江俊孝著

三 村 真 人

(神奈川県立外語短期大学)

1. は じ め に

關稅はその発生の時においては財政収入の確保を目的としていたが、近代国家の成立と産業の発達にともない外国貿易が発展・拡大して、国民経済の中で貿易が重要な意義をもつようになり、国境關稅時代に入ると貿易政策の手段として利用され、保護主義的傾向が強まり、財政上および貿易政策上の二面性を有しながらも次第に財政収入の手段としてはあまり重要な意味をもたなくなり、貿易経済政策としての性格あるいは意義を大きくもつようになつた。したがって、今日的意義をみれば産業の保護・育成を一つの目的とする關稅政策であるとも考えられ、關稅率の操作は諸国間の貿易に大きな影響をおよぼすものである。世界貿易の潮流は障害なき自由貿易であるが、世界経済及び国内経済の動向によって自由貿易の思想は大きくゆれ動いて、ともすれば保護貿易的な思潮が生じている。このような場合、特定国の貿易政策なかんずく關稅政策のあり様によつて各国間相互の貿易関係を崩壊あるいは縮少させる可能性をもつ。關稅制度自体が保護主義的性格をもつ今日では、厳しい關稅政策の実施は直ちに輸入抑制を生じさせ世界貿易の縮少を余儀なくさせることである。貿易面からみるとならば、各国の關稅政策を十分に研究することはもとよりGATT, CCC(国際關稅理事会)等の国際機関の關稅についての施策や勧告を研究して關稅についての国際動向を把握することが必要であろう。本書について著者は通關と關稅のアンソロジーだといわれているが、關稅概説では關稅の性格及び機能、關稅の分類と性質などについて詳細に論じられ、本書全体を通じて経済的側面と法律的側面から問題を把握・解明されるところが一つの特色ともいえよう。また新しい問題の提起と關稅面における最近の動向にふれられていることは実務にたずさわる人達には最新の知識を与えるものと考えられる。したがって、章によつては大変に実務的現実的な著書といえよう。

2. 本書の構成と内容

本書は次のように7章から構成されている。

第1章 關稅概論

- 第2章 国際関税問題
- 第3章 我国関税法規の構成
- 第4章 通関
- 第5章 関税の賦課・徴収と減免戻税等
- 第6章 保税制度
- 第7章 関税諸制度

次に本書の章ごとに内容について若干紹介しよう。

第1章： 関税概論では第一節において関税の発生について論じ関税の概念づけがおこなわれ、発生史的にみて手数料時代、内国関税時代、国境関税時代の三段階に分けている。関税は財政的収入の確保の手段として考えられるが国境関税時代に入ると貿易政策の手段として利用されるようになり、18世紀中葉以降の産業革命後の資本主義の発展、巨大市場の確保の必要性のため自由貿易政策が採られるにいたると穀物条例の廃止や関税引下げがおこなわれ自由貿易主義が唱えられた。一方先進資本主義に対抗するため後進資本国は保護貿易政策を唱えて国内産業育成のため関税障壁による保護貿易を行なうべきだとした。これ故にこのような関税は育成関税と称されたようである。このように自由貿易主義と保護貿易主義が貿易政策として対立するのであるが、この貿易政策は関税政策と大きな関係をもっているのである。

関税は貿易政策的目的をもつが同時に財政的目的をもち、関税は財政収入の財源であって租税としての性格をもっている。第2節では関税の租税としての性格を分析し(1)租税法学的性格をもち関税の賦課徴収にあたっては「租税法定主義」原則の支配を受けることを当然とし、法的概念を前提として関税についていくつかの性格をのべている。一方では関税は財政学的性格である消費税としての特性をもっているとする。したがって租税体系の中では間接消費税としての地位を占める租税であって間接消費税としての性格を有しているとする。

さらには関税は一般内国税に対して別個の概念をもつものと考え、税法としても関税だけの独立の賦課、徴収手段を有することが関税のもつ関税法令上の特殊性格とみなしている。

現実の輸出入は関税政策、とりわけ関税率の操作に大きな影響を受ける。この関税率の操作によって生ずる効果あるいは関税の商品価格に対する作用について言及している(第3節)。関税の作用については schüllen の分析例をあげ、関税の効果では C. P. Kindleberger の分析に依って①保護効果②消費効果③歳入効果④所得・再分配効果⑤交易条件効果⑥雇用効果⑦国際収支効果等々について図式によって関係が分析され、関税による保護効果、あるいはその他の関税の効果について詳細に論じられている。

第4節では関税の分類とその性質について取扱い、従価税・従量税の課税標準の分類を示し、従価税における課税価格の基準を幾つか示すとともに世界各国の評価制度を国

名をあげて示していることは貿易実務上からみても大いに役立つことと思われる。また従価・従量税のプラス・マイナス両面を比較し、これら両税の採用基準を示す。従価税・従量税・混合税のほかに、貿易の自由化に伴う輸入物価の低下あるいは安定による消費者の利益と国内同種産業の保護を併存させるため特殊形態関税または弾力関税が設定されているが、これら関税の種類を列挙するとともに具体的例をもって図式的にあるいは記述的に理解しやすく説明されている。関税は課税標準による分類のほか、分類の観点・基準の性質によって種々に分類出来る。特に差別関税については詳しくふれ、幾種類かが列挙されている（第2款 関税の種類、付・特殊関税）。また関税の税率が依拠するものとしての国内法か、または条約かによって国内税率（国定関税）と協定税率（協定関税）にわけ、便益関税及び実行税率についてもその適用国等を挙げるとともに現行関税率の例が具体的に示されているので非常に実務的になっている。

関税の機能、関税の種類とそれらがもつ意義について第3・4節において論じられているが、第5節では関税政策の総合的把握と現在の我国における問題点について論じている。

たとえば関税と交易条件の関係について関税の独占理論的性格から展開されて幾人かの経済学者の理論が若干紹介される。 Robinson J., Samuelson P. A., Keynes J. M., Harrod R. F. 等である。

著者は関税政策の第一義的目的は産業政策の手法であって、保護関税として国内産業の保護の必要性に応じて、本来的には商品ごとに税率に高低を設けて差別的であることを特徴としているもので、国際収支の均衡、完全雇用の達成などは関税政策の本来の目標ではないとしている。関税政策の本来的目的を実現するためには、無差別的な関税の賦課は本来の関税政策の範囲を逸脱するものとしながらも、全輸入に一律に一定割合の輸入税をかける方が安易かつ効果的であるとすることは特徴的である。

ついで我国の関税政策の当面の問題にふれ、貿易自由化との関連について、貿易自由化がもたらす国内産業の混乱を防ぐために国際競争力に耐える産業の構造改善を要求しながらも、暫定的措置として関税割当制・季節関税制・差額関税制の活用、原料関税の引下げなどで混乱のショックを緩和する必要があるとし、あわせて貿易自由化の効果が無にならぬようにしなければならないと説いている。

産業優先から福祉優先へと公害対策の面から、あるいは経済成長・生産力拡大に対する国民生活優先の見地からの対策、すなわち物価対策の面から関税の活用に考慮が払われねばならないとする。このように経済の国際化と国内問題に関税政策は深くかかわりあっているといえる。こうした点から今後の関税政策が検討されなければならないし、その政策のあり方として関税率審議会長期答申が一つの例として示され、最後に我国の最近の関税政策を巡る幾つかの問題について概説されている。

関税政策という場合とかく関税率についてのみ論じがちであるが、保税制度や各種減

免制度等々に及んで関税政策の評価は総合的でなければならないが、特に著者は我国では採用していない一つの制度である自由港・自由貿易地帯あるいは関税同盟による貿易創出効果もしくは貿易転換効果について言及し（第6節），最後の第7節では（I）関税以前、（II）初期の関税制度、（III）関税制度の確立、（IV）関税政策の変遷、（V）戦後の関税政策、（VI）戦後の関税改正の如く区分して我国の関税の沿革についての概括がおこなわれ（第1款），第2款において関税水準を中心に関税率表などの我国関税の現状とその特色について触れている。

第2章：国際関税問題としてその第1節で第一次戦後の国際関税動向について簡略的に言及し、以下の節ではGATT, UNCTAD, CCC（関税協力理事会）等の国際機関の設立とこれら機関の概要に触れている。GATTやUNCTADについては国際貿易の動向との関係で幾多の論文や著書で論じられているが、本書では概略的にこれら機関について説明が加えられている。特に第4節では関税協力理事会（Customs Co-operation Council, CCC）をとりあげ、関税技術問題を専門的に研究する機関としてCCCが発足し、その目的として加盟国間の関税制度の調和と統一を確保すること並びに関税技術及び関連する関税法制の発展と改善に固有の問題を研究することであり、かつ研究を通じて、CCCがおこなうべき任務について概説している。以下CCCへの加盟国及び機構、品目表条約・評価条約その他の条約、たとえば通関手続や一時輸入免税等についての条約であるECSカルネ条約、ATAカルネ条約等、CCCが結んだ条約やその活動についてふれ、CCCへの期待として国際関税法制定、統一商品コードシステムの作成を今後の課題として、また期待としてあげている。

最後の第5節では各国の関税制度について、たとえば関税率、関税率表の構成、輸入関税の税体系、課税方式、課税価格、付加税等々について通観し、数か国のあるいは特定地域の関税制度の概観がなされている。

第3章：我国関税法規の構成

貨物の輸出入をおこなう場合には何らかの通関手続（Customs Clearance）をしなければならず、この手続過程で関税も徴収される。このように通関と関税の手続及び制度を規制する法が関税法規で、我国では関税三法を中心にこれらに伴う施行令等から成立している。そこで関税法規は「租税法」としての性格と「通関法」たる性格の二面性をもつものとして、輸出入貨物に対する関税の賦課徴収に関する税法としての性格と、輸出入の規制をおこなう通関法として理解できるとするが、これら二面性は無関係に各々が並存するのではなく、輸出入に関する通関手続という点で相互に共通性をもっていると説く。関税三法とりわけ関税法、関税定率法の二法規の二面性について論じている（第1節）。関税法規の性格を理解した上で、総合性・即物性・国際性及び弾力性が関税法規の特徴であるとみてこれら特徴について論述する（第2節）。条約と関税法規の関係（第3節）、関税法規と内国消費税法規との関係（第4節）について若干論及されている。

第4章： 通 関

貨物を輸出入するためには通関手続を履行して貨物の通関 (Customs Clearance)を完了しなければならない。この「通関」についての定義が先ずなされ、広義では輸出入貨物の移動中に我国領域内で税関による法定手続が開始され完了されて、税関の取締から解放されるまでの一連の行為が通関であり、その手続行為が通関手続であり、狭義では一連の手続中の一時点での貨物の輸出入の許可で、通関手続は貿易関係法令が要求する諸手続の貨物に対する最終段階の手続であるとする。第1節通関制度の存在において、以上のような通関の意義・定義をおこなった上で輸出・輸入の意義とその時期を法律論的にどのように把えるかについて、特に輸入の時期についての諸説を列挙し、諸説に対する著者の若干の批判が試みられている。ついで税行政上の貨物の区分、輸出・輸入の許可制についてふれ、以下第2・3節では現在おこなわれている輸出入の通関手続について実務的にまた図式的に解説がなされている。すなわち、税法規上の輸出入、一般的輸出・輸入通関制、貨物の搬入・貨物の船卸、輸出入申告、審査及び検査、輸出許可と船積・輸入許可と引取、特殊輸出・輸入通関制、輸出入に伴う他の法令の規制、輸出入通関制度経路図。以上の如く本章は現実に貨物の輸出入をおこなうに際して税法規上要求される諸手続についての解説であって、いわゆる通関手続について容易に理解できよう。

第5章： 関税の賦課・徵収と減免戻税等において、先ず関税の賦課・徵収の通則的事項一関税の課税要件、課税物件、適用法令、納税義務者、関税率、課税標準（課税価格）等々の解説がおこなわれ、ついで税額の決定、関税の納付及び徵収、還付及び充当・期間制限と時効の如く関税課税の時期から徵収されるまでのプロセスについてのべられている。

原則として輸入貨物には関税が課税されるのであるが、関税納税義務の一部または全部が免除される減免税制度一関税の減免戻税及び還付の制度が設けられている。この制度設定の背景には経済・社会・文教等の政策的要請から行なわれるものが多く、あるいは国内産業の発展・輸出振興の見地から、または国際慣行関税の国際性の見地からおこなわれるものであるとする（第2節）。そこで関税定率法に規定する各種の減免税、戻税、あるいは暫定法に基づく減免税及び還付、更には条約に基づくものに分けて各事項ごとに略述がなされている。

第6章： 保税制度一保税とは外国貨物の輸入許可未済状態を意味して、国がもつ輸入貨物に対する課税権を一定期間留保して外国貨物のままの状態におくことだと解される。それゆえ保税制度も関税法の如く租税法上の制度であるとともに通関上の制度である。したがってすべての貨物が保税の対象となり輸出許可を受けた貨物もその対象となる。

保税制度は保税貨物を国家の規定下において関税の徵収その他通関手続の確保を図る

とともに、仲継加工貿易の振興を図るものだといえる。この保税制度を様態別にみると保税地域制度と保税運送制度に区分できる。第2・3節で保税地域の一般的規制、外国貨物の蔵置場所の制限などを取扱い、第3節で各種の保税地域—指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場等々の問題について解説されている。ついで保税運送、貨物の収容及び留置に言及し、自由港特に外国貿易地帯の設置と保税制度との関係、あるいは貨物の蔵置場所としての保税地域とりわけ一部指定保税地域、保税上屋、保税倉庫における滞貨の問題といった保税制度を巡る諸問題が提起され、著者の意見も表わされている（第6節）。

第7章： 関連諸制度

関税法規が中心となって通関秩序が維持され、関税確保・貿易対策として貨物に対する規制もおこなわれるが、更にその適正を確保するために貨物以外についても種々の規制の対象及び制度が設けられている。たとえば船舶及び航空機（第1節）、関税行政機関・臨時開港・税関手数（第2節）、外国貿易統計（第3節）、以下関税犯則、不服申立制度、通関業と通関士（第4～6節）の如く項目によって実務的にのべられている。

以上の如く各章あるいは節ごとに本書の内容を概略的に紹介した。第1章にみると、本書のおよそ $\frac{1}{3}$ にも相当する部分をさいて関税概説としていわゆる関税一般について、特に関税の概念・性格あるいはその機能について十分に論及されているため、関税のもつ意義が容易に理解できる。第4章の通関、第5章の関税の賦課等は大変に実務的な内容だといえる。それゆえ現実に貿易取引に従事する者にとっては一読に値する関税・税関の実務書だともいえよう。

（財務出版発行、昭和50年刊、328頁、定価2,200円）